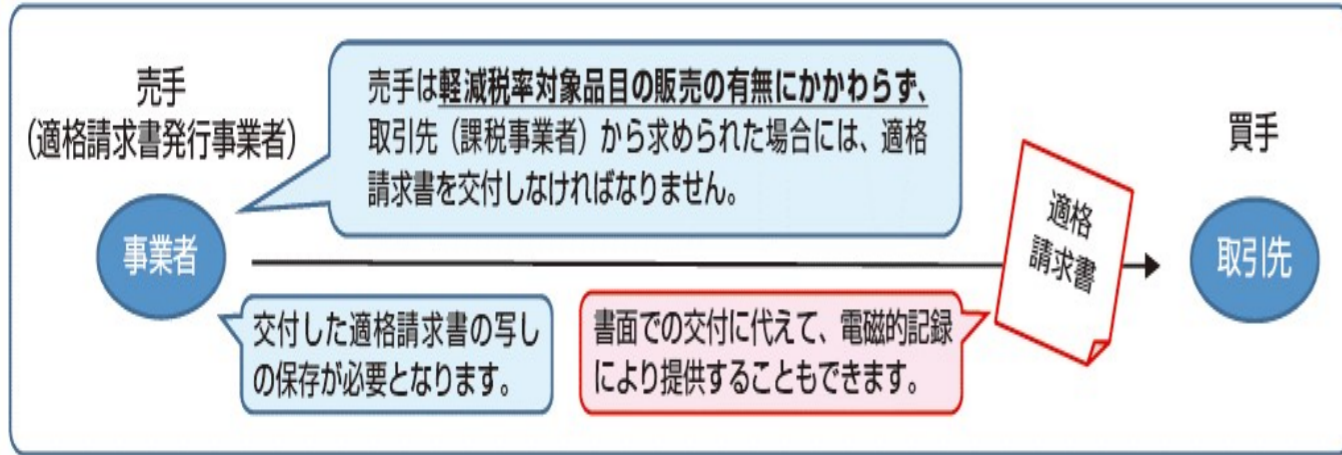


売手の留意点
(適格請求書発行事業者の義務等)

* 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課せられます *

1. 適格請求書の交付義務
2. 適格返還請求書の交付義務
3. 修正した適格請求書の交付義務
4. 写しの保存義務



買手の留意点
(仕入税額控除の要件)

仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等とは?!

** 仕入税額控除の要件 **

1. 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる
2. 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができない

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
※ 適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ 上記①～③の書類に係る電磁的記録

ポイントその1 その他の現行（区分記載請求書方式等保存方式）との相違点!?

◆ 現行においては「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を請けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、**これらの規定は廃止**されます。

◆ また、現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような**追記をすることはできません**。

ポイントその2 簡易課税制度を選択している場合?!

◆ 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

(参考：国税庁ホームページ、税務通信)

KAWANO PRESS

令和 3年 12月1日発行

No. 86

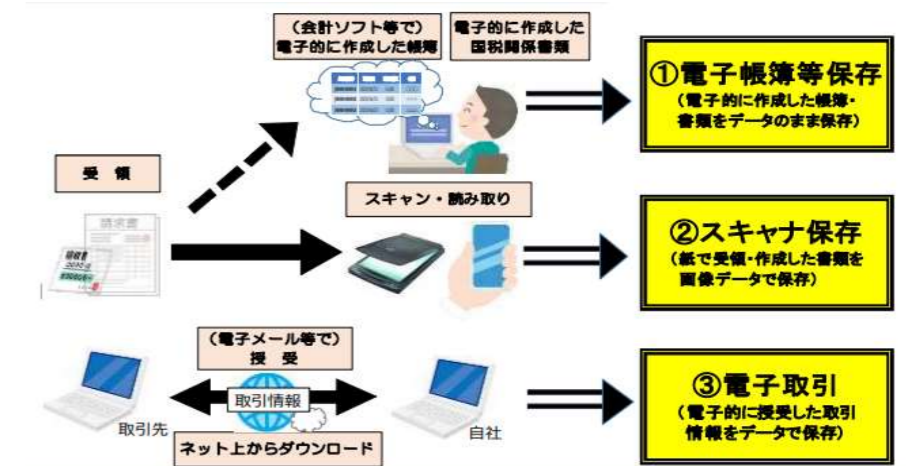
発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel: 0836-33-6717
Fax: 0836-33-6753
Mail: info@ubc-net.com
URL: http://ubc-net.com

令和4年1月 改正電子帳簿保存法スタート

電子帳簿保存法は、帳簿や領収書・請求書などの処理に係る負担を軽減するために、電子データによる保存を認めるものです。これまで利便性の向上や社会情勢の変化に対応するために、何度も法改正が行われています。

電子帳簿保存法は、右図のとおり3つの区分に分かれます。

電子保存の開始に当たって、特別な手続きは、必要ありません。令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。



電子帳簿保存法イメージ 国税庁より

①電子帳簿等保存

文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備え付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。

◆ 対象となる帳簿

自分がコンピュータを使用して作成する帳簿
(例) 仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

◆ 対象となる書類

自分がコンピュータを使用して作成する決算関係書類
自分がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

②スキャナ保存

◆ 対象となる書類

取引相手から受け取った書類
自分が作成して取引相手に交付する書類の写し
(例) 契約書、注文書、見積書、納品書、検収書、請求書、領収書 など

◆ 書面を電子データに変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの
解像度：200dpi (A4サイズで約387万画素相当) 以上による読み取りができること
色調：カラー画像による読み取りができること (一部、グレースケール画像可)

スマホやデジカメもOKです。



③電子取引

令和4年1月1日以降に請求書・領収証・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

◆保存すべき電子データは？

紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ
(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。



令和3年度税制改正により

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止。

- ➡ Q: ウェブサイト上での商品の購入の際などに、電子データで送られてきた請求書や領収書はどうするのか。
A: 取引年月日などに応じて検索できるようにする“検索要件”（検索機能の確保）といった一定の保存要件を満たす形で電子データを保存する必要があります。

電子取引の保存要件

要件①改ざん防止のための措置

- ◆以下の措置のいずれかを行うこと
- ①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う。
- ②取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく。
- ③記録事項の訂正・削除をおこなった場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う。
- ④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う。

要件②可視性の確保

- ◆保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと。
 - ◆電子計算機処理システムの概要書を備え付けること。
 - ◆以下の検索機能を確認すること。
 - ①取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること。
 - ②日付又は金額の範囲指定により検索できること。
 - ③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること。
- ※税務職員によるダウンロードの求めに応じる場合は②③は不要。

具体的な保存方法

1 電子メールに請求書等が添付された場合

- (1) 請求書等が添付された電子メールそのもの（電子メール本文に取引情報が記載されたものを含む。）をサーバ等（運用委託しているものを含む。）自社システムに保存する。

2 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合

- (1) PDF等をダウンロードできる場合
- ① ウェブサイトに領収書等を保存する。
 - ② ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する。

メール等の電子取引で受け取った請求書等と同じ内容を書面でも受領した場合には、その書面を正本と扱うことを自社で取り決めていれば、書面の保存のみで足りる。

(2) HTMLデータで表示される場合

- ① ウェブサイト上に領収書を保存する。
- ② ウェブサイト上に表示される領収書をスクリーンショットし、サーバ等に保存する。
- ③ ウェブサイト上に表示されたHTMLデータを領収書の形式に変換（PDF等）し、サーバ等に保存する。

3 第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受する場合

- (1) クラウドサービスに領収書等を保存する。
- (2) クラウドサービスから領収書等をダウンロードして、サーバ等に保存する。

4 従業員がスマートフォン等のアプリを利用して、経費を立て替えた場合

従業員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて、自社システムに保存する。スクリーンショットによる領収書の画像データでも可。

令和4年1月1日以後、電子取引の取引情報に係る電子データの保存が義務化されますが、「書面で取引内容の確認ができ、かつ、その申告内容が正しいもので、書面保存をしていること以外に特段の事由がないような場合」には、青色申告の承認取消しや支出した費用の経費性が直ちに認められないといったことにはなりません。しかし、法律が改正されて義務化されますので、電子データでの保存をするという方向で準備を進めていく方がよいでしょう。



インボイス制度導入後に発行する請求書はどうか？ ～適格請求書の記載事項・記載の留意点～



様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△御中 ← ⑥

① ② ③ ④ ⑤

③ → * 軽減税率対象

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

領収書

XX年11月30日

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。※個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）し、税率ごとに合計することは認められません。